

聖籠町告示第69号

聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年8月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱の一部を改正する告示

聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(助成の特例)

- 2 町長は、当分の間、第3条第3号の規定にかかわらず、聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和63年聖籠町条例第13号)第3条第1項第3号に規定する者につき、同条例第9条の規定により計算した助成額が第6条により計算した助成額を下回る場合は、その差額を助成するものとする。

附 則

この告示は、平成29年9月1日から施行する。